

令和８年度第２回 甲賀市子ども・子育て応援団会議 議事録

日時：令和８年７月30日（木）９：30～10：45

場所：甲賀市役所５階 第１・２委員会室

事務局 ただいまから令和８年度第２回甲賀市子ども・子育て応援団会議を開催する。会議に先立ち、市民憲章の唱和を行うので、皆様ご起立をお願いします。

（市民憲章唱和）

事務局 続いて、新たに本会議に加わっていただく委員、本日初めてご出席いただく委員について、ご紹介させていただきます。

（委員紹介）

事務局 それでは、子ども・子育て応援団会議の設置条例第６条第１項では、会長が議長となることと規定しているため、これからの議事については榎本会長において進めていただく。

榎本会長 本日の議題は、前回から引き続き「こども基本条例」、「甲賀市こども・若者計画」の２点。お気づきの点や懸念されている点は各委員で異なると思うので、ぜひ、それぞれのお立場から率直なご意見をいただきたい。それでは、会議の成立について、事務局からご報告願う。

事務局 （会議の成立について報告）

榎本会長 それでは、次第に基づき議事を進める。まず、資料の確認を事務局から説明願う。

事務局 （資料の確認）

榎本会長 それでは、議事（１）甲賀市こども基本条例（素案）について、事務局よりご説明願う。

事務局 （資料１－１、資料１－２について説明）

榎本会長 ただいま事務局から甲賀市こども基本条例の素案について説明があったが、説明内容についてご意見、ご質問はあるか。

委員 素案第１の「社会の中でルールに従って役割を担うことができるようにします。」という文言について、「ありのままでよい」というメッセージも伝わればよいが、こどもの能力を評価するよ

うなニュアンスにとられかねないように感じた。また、素案第2の2(カ)において、「大人」をこどもと接する大人に限定しているが、無関心な大人にこそこどもの権利が浸透するべきであるので、「すべての大人」と表現するのはどうか。

事務局 委員のご指摘を基に、再度表現を検討する。

委員 素案第2の13(2)の「こどもから相談があったときは、寄りそって話を聞くように心がけます」という文言について、寄り添うという表現があることから、「きく」は、「聴く」という表記の方が適切ではないか。

事務局 ご指摘のとおりであるので、修正する。

委員 素案第2の5(ア)について、経済的な地位による差別もあると思うがいかがか。

事務局 検討させていただく。

榎本会長 前回会議において、「こども・若者計画」は39歳までを対象として定義している一方で、本条例では18歳までが対象であり、2つの間に乖離が発生していることについて質問があった。改めて見解を伺う。

事務局 こども基本条例とこども・若者計画での対象年齢が違うことについては、「こども基本条例」の制定の背景にある条約が18歳未満のこどもを対象としている一方で、「こども・若者計画」については、「こども大綱」の影響を大きく受けていることから18歳以上の若者も含めた計画となるため、対象年齢に相違がある。その相違がわかりやすいよう、名称で区別している。

委員 素案第2の15におけるこどもの居場所作りとはハード面の支援であるか、それとも「時間・空間・仲間」を重視したソフト面も含めた居場所づくりをイメージしているのか。具体的なイメージを示していただきたい。

事務局 「居場所」はハード面もソフト面も含めた概念であり、家庭、学校、放課後児童クラブ、公園や児童館、学習塾等、こどもにとって居心地の良いところであれば、いかなる場所も居場所になり得るという認識。よって、この条項では、自分らしく過ごすことのできる居場所を広くイメージしている。具体的な施策についてはこども・若者計画に落とし込む。また、国の指針ではインターネット空間や SNS を活用したコミュニケーションの場も居場所と

いう定義であるので、「時間・空間・仲間」というソフト面の3要素も重視した居場所を整えていく。

委員 本来、居場所とは、こども自らが見つけるものであり、大人がお膳立てするようなものではないと考えている。昔は、寺や神社などで群れて遊んでいたものが、その環境が無くなることで様々な課題が生まれている。こどもの発達課題としても、集団での体を使った遊びの欠如による弊害が挙げられるが、こどもが自由な発想で自ら考え遊ぶ時間を作ってあげることにもまた重要。大人が設けた施策によって逆に自由が奪われることがないように、留意していかなければならない。

委員 素案第2の8(3)について、子育てにおいては、支援する側、支援される側の対等な関係が重要であると考えている。例えば、愛情をもって育てようとしても上手くいかない保護者が手助けを待つだけでなく、自ら助けを求めるような関係。「助ける側」「助けられる側」を区別するのではなく、保護者が子育ての主体者として、支援機関や家族、友人等と対等な関係の中で、支え合いながら子育てができるような環境が理想だと考える。当該条文もそのような認識で読みたい。

事務局 ご指摘のように、保護者だけに大きなプレッシャーがかかってしまわないような環境づくりが重要であると考えている。そのような考えのもと、素案第2の9「教育・保育等関係者の役割」や12「市の役割」の中で、各主体が役割を分担し合うとともに、カバーし合い、保護者のみに責任を押し付けることのないようなイメージを持っている。

榎本会長 委員の意見を追記することは難しいか。

事務局 条例中の文言に関しては、このままの文言で記載したい。「保護者が必要な支援をします」という文言にかかる保護者の心理的なプレッシャーを、市がフォローできる体制を想定して表現している。

榎本会長 保護者が必要なサポートを受けながらこどもが自らの権利を正しく理解できるような工夫や、意欲や愛情はあるが、上手くいかない保護者が支援する側と一緒に子育てに励むというニュアンスが伝われば良いと思う。

事務局 ご意見を基に、修正を検討する。

委 員 素案第2の16（1）について、「児童相談所」と記載されているが、滋賀県の場合は、「こども家庭相談センター」という名称であるので、統一していただきたい。

事 務 局 修正を検討する。

委 員 第2の2（ウ）について、保育所というのは保育園で、認定こども園は保育園と幼稚園があわさった施設というイメージを持っているが、幼稚園はいずれかに含まれるのか。あるいは、幼稚園が市内にないためこのような表記としているのか。

事 務 局 甲賀市内においては幼稚園がなくなったため、表記を省いている。また、放課後デイサービス等も漏れているといったご指摘もあるので、再度、表現を検討する。

榎 本 会 長 他にはいかがか。

（意見なし）

榎 本 会 長 本日、委員の皆様にごいただいた意見も踏まえて答申案とさせていただきます、市長に答申させていただく。

それでは、次の議事に進む。「甲賀市こども・若者計画（素案）」について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （資料2について説明）

榎 本 会 長 今の事務局の説明についてご意見はないか。

事 務 局 こども基本条例とこども・若者・計画の区別を名称で対象年齢を表現させていただくことを説明させていただいたが、こども・若者計画はまだ仮称であるので、計画名の検討をお願いしたい。皆様の合意があれば、「（仮称）」も外す予定。

委 員 前回の意見にご対応いただき感謝する。条例と計画の違いが区別できるようになっているので、この計画名で良いと思う。

委 員 計画内の「叶える」の表記が漢字表記とひらがな表記が混在している。

事 務 局 ひらがな表記の方がやさしい印象であるので、総合計画での表記も確認の上、再検討させていただく。

委 員 インターネット空間やSNSサービスも居場所ととらえる国の方針について、こどもを有害な情報から守るという観点から、施策体系のうち、「安全安心な環境づくり」に位置付けられている。一般的な傾向として、こどもがインターネットやSNSに依存傾向があり、世界的にも規制が進んでいるが、市の考え方としてはいかがか。

事 務 局 現時点で具体的なお答えはできないが、昨年総合教育会議でも議論にもなっているので、国内外の動向を注視しながら、教育委員会や市内の教育機関とも意識を共有していきたいと考えている。

榎 本 会 長 計画名について、「こども・若者計画」としていただき、対象がわかりやすくなったが、子育て世代に関する内容も多く他の自治体では子育て世代が対象であるということも分かるような計画名になっている。そのあたりはどうお考えか。

事 務 局 「こども・若者計画」は、「子ども・子育て応援団計画」を基盤としており、子育て関連施策が全体の半分近くのウェイトを占めているので、子育て世帯も対象に含まれることも分かるような計画名にするか、再検討したい。

榎 本 会 長 その他意見はあるか。
それでは、本日の議題はすべて終了となる。進行を事務局にお返しする。

事 務 局 本日も多くのご意見をいただき、感謝する。最後に、事務連絡をさせていただく。

事 務 局 (事務連絡)

事 務 局 以上で本日の会議を終了する。